

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○ 公共測量の終了

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

男女共同参画青少年課

〃

指導監査室

経営支援課

耕地課

監理課

都市計画課

目次

担当課（室）

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

◎岡山県告示第五十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	文・絵	発 行 所	対 象
1	かつてまけてもいいんだよ	ノーリリー・アズン・ショウ・ゾース	文・絵	主婦の友社	幼 児
2	にやっ！	垣内 磯子 クレール・ガラロン 一三十一 北原みのり ポリー・フエイバー ハリエット・ホズダイ 中井はるの	著 訳 訳 解説 文 絵 訳	アジュアテックス	”
3	よるのあいだに…	多屋光孫 ジュシカ・サンダーズ ロビー・キヤスロ 西田佳子	作 文 絵 訳	B L 出版	小 学 生 (低)
4	だがし屋のおつちやんはおばちゃんなのか？	スデアアニー・ロス・シンソ	文・絵	西村書店	”
5	男の子は強くなきやだめ？	おおつかのりこ	訳	くもん出版	”
6	レイチェル・カーソン物語 なせ鳥は、なかなくなつたの？	上 達 恵 子 吉 野 万 理 子 高 橋 和 枝 中 谷 加 代 子 小 手 鞠 る い 村 中 李 衣 子 石 川 え り こ 八 束 透 子 櫻 崎 茜 酒 井 以	監修 作 絵 語り 構成・文	静 山 社	小 学 生 (高)
8	命のスケッチブック			B L 出版	”
9	奉還町ラブソング			ポプラ社	中 学 生
10	ぼくたちはまだ出逢っていない			くもん出版	”
11	手で見えるぼくの世界は				

装画・挿絵

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

◎岡山県告示第五十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 30	大 洋 図 書 館
2	〃	週刊実話 ギャ・タブー 2月4日号	日本ジャーナル出版
3	〃	エキサイティングマックス！スぺシャル 2月号	文 友 舎
4	〃	別冊ラダグーンズ VOL. 11	大 洋 図 書 館
5	〃	ラダグーンズ 2023年2月号	秋 田 図 書 館

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

◎岡山県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁中央訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

三 指定年月日

令和五年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇九九〇〇三四

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

〔四九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）わたなべ生鮮館 瀬戸内インター店
所在地 瀬戸内市邑久町豊原字三坂十六 三三六番一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社わたなべ生鮮館
住所 岡山市南区泉田三丁目三番一―号
代表者の氏名 代表取締役 山本 宏
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社わたなべ生鮮館
住所 岡山市南区泉田三丁目三番一―号
代表者の氏名 代表取締役 山本 宏
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和五年九月二十七日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百九十一・九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 四十九台
(2) 駐輪場の収容台数 三十八台
(3) 荷さばき施設の面積 三一・五平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 一四・四立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後九時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時から午後十時まで
(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年一月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年二月七日から同年六月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

〔五〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（防災ダム整備 灌の宮ダム地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（防災ダム整備 灌の宮ダム地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和五年二月七日から同月二十八日まで
- 四 縦覧の場所
美作市役所

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

〔五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市高屋町地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量及び現地測量）	測量の種類
令和四年十二月二十七日	終了年月日

令和5年2月7日 岡山県公報 第12470号

〔五二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により和気町から和気都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

和気都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和五年一月二十四日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、和気町産業建設部上下水道課において縦覧に供する。